

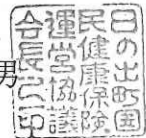


7日国保運協第3号
令和7年12月17日

日の出町長 東 亨 様

日の出町国民健康保険運営協議会

会 長 神田 芳男



日の出町国民健康保険税率の改定等について（答申）

令和7年9月24日付7日町第664号により諮問のありました事項につき、
当協議会において令和7年9月24日及び、令和7年12月17日の2日間にお
いて慎重な審議を行ないました。

その結果について別添のとおり答申します。

日の出町国民健康保険税率の改定等の答申について

当協議会は、町長からの諮問を受け、令和８年度の日の出町国民健康保険税の改定等について、下記のとおり慎重な審議を行なった。

1 日の出町国民健康保険税率の改定について

平成３０年度からの新たな国民健康保険制度では、都道府県は、区市町村と共に国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うため、都道府県が国民健康保険運営方針を定め、区市町村はこの方針に従って運営を行うこととされている。

各区市町村では、都道府県から提示された国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）を支払わなければならない、かつ、本来、国民健康保険制度は、独立採算で運営することが大原則であるため、赤字決算の補填を目的とした、法定外一般会計繰入金を解消・削減するため、赤字解消計画を策定し、財政健全化に向けた取り組みを行っている。

今回、東京都から提示された令和８年度の納付金額は約４億１千５百万円であり、令和７年度と比較すると約５千６百万円の減となっている。

法定外繰入金を解消・削減するために、赤字解消計画に沿った税率改定を行わなければならないところは理解できるが、物価・エネルギー価格高騰などによる影響を踏まえ、被保険者負担への配慮も必要である。

以上のことから、本協議会においては、納付金額と赤字解消計画を勘案しつつも、物価高騰による影響にも配慮し、急激な被保険者負担の増加は望ましくないが、国民健康保険財政の健全化に向けた保険税率の引き上げは必要であると判断し、令和８年度は赤字解消計画に沿った引き上げが適当であるとの結論に至った。

また、令和９年度以降の改定についても納付金額の増減と赤字解消計画を勘案し検討する必要があるとの意見を付け加える。

改定内容については、下記のとおりとする。

令和8年度国民健康保険税改定内容

		R7	R8	差
医療分	所得割	6.00%	6.23%	0.23%
	均等割	31,300円	32,200円	900円
後期分	所得割	2.25%	2.27%	0.02%
	均等割	11,700円	12,000円	300円
介護分	所得割	1.99%	2.12%	0.13%
	均等割	13,200円	14,300円	1,100円
子ども・子育て分	所得割	-	0.27%	0.27%
	均等割	-	1,656円	1,656円
	18歳以上均等割	-	154円	154円

2 地方税法等の改正に伴い課税限度額と保険税軽減判定所得に変更が生じた場合の条例改正について

課税限度額と保険税軽減判定所得等に変更が生じた場合、特に子ども・子育て支援納付金分本算定額確定時の税率変更を含め、本来ならば本協議会を開催すべきと思われるが、地方税法等に準じた改正を行う必要があるならば、本協議会、あるいは書面開催を省略し、条例改正をすることに異議はないものとする。

結びに、町は、今後も引き続き国民健康保険税収納率の向上とデータヘルス計画に沿った保健事業について積極的に取り組み、被保険者の健康を守ることにより医療費の適正化を図り、財政健全化に努めるよう求めるものである。